



公事根源集釋

中

73
0443
2



論語先進篇云德行
 顏淵閔子騫冉伯牛仲
 弓言語宰我子貢政事
 冉有季路文學子游子
 夏
 宴穩座。江次第釋
 奠又說上卿以下著宴
 座淺宴座官廳也上卿
 東參議西辨少納言外
 記史而紀傳博士東
 又云王卿移著穩座上
 卿南參議東辨少納言
 東在參議後文臺小床
 子在中央儒者文人北
 面床子二重抄云穩座
 者非嚴重威儀之座自
 他尊懷故曰穩

丁乃日... 日能國
 志行... 孔子... 小十哲
 乃新... 江次第裏書南庇第一間立床子爲穩座又大臣家大廳所敷穩座圓座數階間
 博士... 發願漢音座主訓讀問者登高座論義
 周易... 後醍醐
 史記卷之六十七仲尼弟子列傳第七

釋奠 昨ト昨モシラカキ
 後醍醐年中行事釋奠
 禮記王制 王制此
 文ナシ

〇禮記文王世子云凡
 始立學者必釋奠于先
 聖先師及行事必以幣
 又月令仲春之月上丁
 命樂正習舞釋菜
 〇史記孔子曰受業身
 通者七十有十人索隱
 曰孔子家語亦有七十
 七人唯文翁孔廟圖作
 七十二人

〇孔子通紀云明帝詣孔子宅御講堂命皇太子諸王說經靈帝詔置鴻都門學
 畫先聖及七十二弟子像
 史記卷之六十七仲尼弟子列傳第七
 孔子... 仲尼... 七十...
 孔子... 仲尼... 七十...
 孔子... 仲尼... 七十...

公事根原中

口學令集解云開元令
云釋奠為中祀州縣釋
奠亦準小祀例神護景
雲二年七月廿日官符
云應改孔宣父為宣
宣王事右得式部省解
備大學寮解備助教正
六位上膳臣大丘謀備
天平勝寶四年大丘隨
使入唐問先聖之遺風
膠庠之餘烈國子監有
西門題曰文宣王廟時
國子學生程覽告大丘
曰今主上大崇儒範追
改為王鳳德之徵于今
至矣然准舊典猶稱前
號誠乖崇德之情失致
敬之理大丘庸闇聞斯
行請敢陳管見以請明
斷者勅号文宣王今依

狀理須必然方行其教
合旌厥德後天奉天時
蓋謂此乎仍顯改由請
官裁者官議奏聞奉勅
依奏
○續日本紀廿九三七此
事

異國ヲ渡テ ○江次第
東書或說曰吉備大臣
入唐持弘文館之書像
來朝安置大宰府學業
院大臣又命百濟畫師
奉圖彼本置大學寮云

一國公と先聖といふ孔子は先師とて
孝と誠と廉と宗自觀二年小改て先聖先
師といふ孔子教回とて又神護景雲
二年孔宣父と改て文宣王とて人々私
仁格ふれり今大學寮小祀に先奉る孔子
十哲乃教の異國より渡て我朝累代乃
祀して侍るなり

聖春日祭 丁申日

是も二月十一日小約りて先奉る日使に
川を渡り中少將法とて弟賀茂元乃

一初官人擢擢とて人法とて
法とて無名門乃主人小ありて事乃使と
奉とて人毛とて録いとて人いにて
録とて乃らき一とて乃らき乃らき
法とて乃らき一とて乃らき乃らき
五十六代
觀元年十一月九日使家乃らき
春日四雨人の神とて奉る乃らき一法乃
殿の武甕槌命乃らき二河殿の氷重乃らき
三河殿の津見屋根命乃らき四河殿の

八書

○今集解釋云伊謝川
社祭大神氏宗定而祭
不定者不祭即大神族
類之神也

○大和國添上郡率川
坐大神御子神社三座
率川阿波神社
今按率川坐大神御子神
率川阿波神
皆率川社イヌヒヤト一
社率川一社二枝心得
ハキカ

神宮内省ニリス。古
事記第五園韓神社者
本自坐大内跡而遷都
之時造官之使等可移
他所云于時詭宣云猶
坐此處奉護帝室仍坐
官内省内云云
○西宮記西宮左大臣
高朝公作
○北山抄四糸大納言
公任作

韓神大年神之子也見
舊事紀第四古事記二
卷

まはけ月し満る祭平思れまつりて是も
しる申れ日使と發遣ちる跡記まはけ
たなり

聖三 率川祭 酉日
百春日社西二十三町率川明神也

ひ祭の春日祭乃あて新日たこ物さる神祇
令小のさる三枝祭と同しるさるは曾
ててらる藤氏南家れはつり率川
徳社の者大長是公れ建立といりりり
き事いさる三枝祭れ前りのさる
聖三 園祭 韓神祭 上世日
中丑日云若有一
丑者用上丑

け二神多文内省り神一まはけ也延慶遷
都後時造之使他前小う修しるてま
まはけさる小う此而小うさる沖口と海
初りたてまつらんといはれ宮さるまはけ延喜式小
園神一庭韓神二庭とのさるり祭神を
年小一しむび二月と十月と也上の毎内侍
ひる儀式なるとりあき事終西文北山江
次第をうけ書小の物さる
聖四 大原野祭 上卯日
是も年小一しむびなりけ神社の后文れ海

公事根原神

○名目抄云行啓、謂者
宮皇后等御出也

太神宮以下

○延喜式第一四時祭
上祈年祭神三千一百
三十二座 國司祭祈
年神二千三百九十五
座

いづれ給ひんて先喜日乃奉社と云ふ
しと都らうと云ふは、
い大原野乃祈年祭
仁壽元年二月より
を清乃使春日祭り
辨内侍をとしよ

四十五 祈年祭

四日

是乃大神文以下三千一百廿二座乃神を
酒に給ひんて其祭にた
是乃國よりたれは幣を供さるる

羊

○詩經、豳、漢篇祈年、孔
以集註祈年、孟春祈穀
千上帝孟冬祈來年、千
太宗是也

白猪白鷄 ○式云御歲
社加白猪白鷄各一
○西宮勸助云左右京
進白鷄、近江進白猪

國も羊こいさ祭はつる成りしは國
祈年を豊道とてしと申さるなりと
るしと祈神祇宿りておこつる祭なりと
てふの法國乃め 物成とてふ
乃白猪白鷄居り乃物なりと武天皇
四年二月よりいづれ祭り大なる祈
年祭祭月次乃度新嘗祭は四ヶ所を
國社大事とてふなり

四十六 祈年

十一日

上御辨の納言外紀史なりと申りて是後

了ておこしんる公事なり六位以下乃
能ある物と云ふびく式了あつた二省の
率あつたは家法上の事それとめ
給く是量容儀とみる心は御前并小室
総座小つぎの儀式を御座と云ふ
下乃冠りたるは天の藤花に御言の福を
奉職六位は法なりたすり北冬儀以下
時法と云ふはなり公事定考は
小室のゆかり

四七 小野御忌日 亦吉日

八月十五日

講所加賀國富家

長者記云加賀國富家
庄号柴山庄 件庄者自

古無主荒廢之地也雖
然依有仁者樂山之因

縁申請官旨令施入神
領永爲法華八講料所

云云文曆二年八月廿
三日 大學頭前長前守

廿二社

○廿二社次第定并
二社由來事

村上天白康保三年森
雨經月八月廿一日被

奉官幣於十六社
伊勢 石清水 賀茂

上 松尾 平野 稻河
春日 大原野 大神

二月乃女又月は春海大自在を拜れ
り給へし神日也夢れはげり利天仁

菅家氏寺天神祖父清公建立五東寺西南

かゝる言祥院して八講あり菅家れり

甲 初年穀奉幣

是年二月七月二つびありし日して

伊勢 石清水 賀茂下上松尾

平野 狹荷 春日 大原野 大神 石上 大和

廣瀬 龍田 佐吉 梅文 春田 廣田

祇園 小野 丹生 貴布衣 八幡

公事林源中

石上 大和 廣瀬
龍田 住吉 丹生

貴布祢

一條院正曆二年炎旱

送百萬物變色六月廿

四日加吉田廣田北野

三社被奉官幣於十九

社吉田廣田北野次第

事為住吉之次丹生之

上由宣下

同五年二月十七日祈

年穀之日加梅宮被奉

官幣於廿社梅宮事可

為住吉之次吉田之上

由宣下

長德二年二月廿五日

被奉臨時官幣之日加

祇園為廿一社

後長德院長曆三年八

月八日被奉官幣之

日吉事可為住吉之次

梅宮之上由宣下

○一代一度仁王會見
江次第十五

冬中納言賀茂平野社為春日之宰相立

加の邪四位六位乃つしなりカ一社との

宣命あり伊路を花田乃海雲茂社及の

梅其外冬ふ黄なる身小如く天武天皇

皇二尊法社に幣奉奉る海天天皇六年

六月年穀と祈羅乃たぬ十一社小奉幣

ありとみらる

甲九 源時仁王會

春日と云らびく約りて武を二月なり大極

殿紫衣殿清涼殿なりとては事ある仁王會

圓般若院法海寺一尊しと入り御家は

御新神為なり敬也天皇六年六月

仁王會あり聖武天皇御外奉奉る六月

元年なり藤原入等七道ありて御

まゝ一代一度神仁王會とて事なり

も也終の代一度ありてことなり事な

新

五 位保宣

是の奉公時芳よりて郡長百宿より保

給事なり一上陣乃座小つとて位保

○江次第裏書云本御
讀經春秋一季請百僧
於南殿讀大般若經

禮文と乃ら大辨目録成り其外と
車なり文武天皇大業元年八月十六
位以下と如大藏省よりりて録と
也と二志事成り日と名とひと
とらと三月なり

五十一 季御讀經 内裏 日本紀二十一

二月八月小大般若經成りて後
四月廿二日平乞心四月八日
又茶と給事と平乞心四月八日
とらと乃らとひと毎季の

三月

三御燈

是の天子法小汁と燈と奉り給事なり

名山雲岩寺とて小辰小法とて是の
今西賀茂有故迹七月十六日焼舟形炬山是也
延喜式第三十六

北辰菩薩陀羅尼經云我北辰菩薩名曰妙見今欲說神呪擁護諸國王所作甚奇特故
奉小火とて小辰小法とて是の

名曰妙見處於閻浮提衆星中最勝神仙中之仙菩薩之大將也諸菩薩曠濟諸羣生云
一系院乃御記なりとて是の

小御燈とて今御燈とて是の
梁秘抄近代由後也自一月精進不狃魚味僧尼服等同他神事御燈後供魚味僧人參
中御燈とて是の御燈小御燈と

公事根原中

○江次第裏書云古被奉
御燈之時自觀北山靈
巖寺邊供之 寬平初月
於尋東流水於其上
之

由御被後醍醐天皇
羊中行事云一月宮主
御燈奉るや御下り

穢氣アルコシ申ス今ハ定
事下リニタリイト心得難
由御被ル也藤原ハレ

之北回御座ラシハ進ニ枚
半額ノ間尋南ノ燈爐ノ
繩ヲ及ス出御リタニ頭御

贈物モミテ參ル五位藏人
役送ス配膳人形ヲモ散米

モ心得ル也宮主長橋
モトニ跪テ御被奉ル配膳

トリテ参リ之ハ扇ニモ又御
傍ニモコレヲカケテ御イキ
ヲカリ配膳ニモタセテカウ也
大幣持返テ宮主ニ給テ宮
主庭上ノ圓座ニテ祝言シ
左手ニテ繩ヲトキ人形ヲ
取上散米ヲチトキラス也
宮主退テ御贖物出ス
頭御笏ヲ参ラスモハ出御
後マカテ参ラス是ヨリ御拜
三度アリ云云
兩段再拜ノ例。江次
第抄云御拜三度今案
新儀式西宮等遥拜三
度云云又延喜二年三
月御燈御拜三度然則
兩段再拜雖有例僻事
也無教之上者不可有
御拜由開白奏之依
其理無御拜之由見

後朱雀院記然其後
代々又有御拜後醍醐
院常無御拜其時不奉
御笏也
○裏書云御燈無御拜
例長元九治曆四後醍
醐院常無御拜云云
○深心院基平公記文
永二年三月御燈不出
川原有由被被了後非
神事完也

佛事故三拜天竺法也
御座とありて三度御拜あり而後再拜なる
北山抄云本朝之風四度拜神譜之兩段再拜亦在再拜也而爲異三寶及人庶四度
御も御座とありて三度御拜あり而後再拜なる
後朱雀院年号
御拜法ありなり。聖事也長曆乃以之。云々
○中右記寛治六年三月三日丙戌有御燈如例頭辨候陪膳職人大輔益道徹
御贖物了後有御拜三度伴御拜依爲由御被往昔無之而後朱雀院以後猶
有云云御被以後供魚味其前三日御精進重輕服僧尼輩不參内也
宇治乃同白小作あり而後再拜なる
頼通云
これハ御拜をあらざるにせらるるに
其理もふらるるに御拜なり。されども
代々御拜を習はるるにや從御拜法なるを
とらるとりては。延曆十三年三月より
わくハ辰戌申ははらるる

五十三 曲水宴
是冬ハ一王御行とありて御ありて
待代化之儀ナリ。侍者も。や御座も。小
堂より。なるて。又人。下。是。法。の。し。り。一。處
村上天皇年号
保法新記云。此。云。云。云。又。顯。宗。三。宮
元年二月五日。日。後。苑。り。幸。一。て。の。り
あり。と。の。れ。あり。身。あり。と。の。り。日
奉。記。り。る。由。あり。當。の。因。れ。せ。り。と。の。り。海
十五
の。ま。り。と。の。り。や。又。人。も。水。乃。岩。乃。た。り。と。の。り
あり。と。の。り。と。の。り。と。の。り。と。の。り。と。の。り

八書原

授戒三月中吉日擇之
行也拾芥抄アリ
鑑真和尚事續日本紀
元亨釋書宋高僧傳東
征傳等見多
東征傳云於盧舍那殿
前立戒壇天皇初登壇
受菩薩戒次皇后皇太
子亦登壇受戒尋沙弥
證修等四百四十餘人
受戒又舊本僧靈福賢
環志忠善順道緣平德
忍基善謝行潜行忍等
十餘僧捨舊戒重受
和上所授之戒後於大
佛殿西別作戒壇院即
移天皇受戒壇土築作
之

○清涼殿御帳間了御
帳四面有九張惟夏生
以胡粉畫葦雀公朽木
形見建曆御記

【白上】○女官飾鉢ト六
更衣トトエテセウカラス
シライツレニモカサ子ラレ候
又ニヒトエ事夏ハ紅或ハ
引キ也

手八
東大寺授戒
延喜式凡授戒者每年三月上日始行
之月内令畢其應行事之省寮綱所三司
受一
交名當日五日進官
是の二子小一度之孝謙天皇天平勝寶
六年唐の鑑真和尚はつゝ乃大宰府
よりわくるはきしとて東大寺小戒壇と
なす天子以下菩薩戒と受け給き是より
新大寺に授戒とて事いふとまら
き入りしは伽藍を聖成とて此寺に
いふありしきとていふなりし事
きあらむとていふなりし事

四月

吾初
衣院
中平日也江次第六齊
御袂點地上云
五九
更衣
一日

きよの衣久うたれは又中雨より雨を
ぞく掃部寮ありし御殿の帳を
形より取りしすし小胡粉とて絵とか
を壁代とれてのす御と見たりと色は
なすしきとてまうし御服は沙を
沖がすしこれあやゆ沙ひと沖よりが
海内苑寮よりたぐす川子女房かき
知わらせりきぬも衣久のひし

八事根原中

平座前一日可停節會
由被仰下當日土卿著
伏座令藏人奉可給從
臣酒田見江次第

平座よりゆゆる

主 貢水

同日

三日の四日一日より九月月書きて是より
てまの事乃此の初るも少極るなり
すゆりぬ

六二 大神祭 卯日

是の卯日卯日小初りるなり 卯日
三卯日は申のよありて一先母日使
多のち原姓なり 卯日乃曉
法は使るる言なり 卯日乃曉

○舊事紀四
大己貴神乘天羽車大
鷲而看妻而下行於
新津縣取大陶抵女子
活玉依姬爲妻

夕小のちなるる神なるは入三編乃
祚かの大物主乃神乃御事なる二編
と尸本編いりて一法大物主神作
お依姫とわふ女のまゝ人志はひりか
り皆給事ら何志家人らなるあつらひを
乃女懐妊小乃ひく父母うごひあやせ
作人の帯小きゆりきりては女小同多れ
はは日ひ人れしうらあつらひ家なるる
らりあつらひきりてはひりきりて
あつらひあ母きりてはあつらひとあつらひ

八言限原

十七

東寺

凡八卷 景寶撰

○東寶記第一或記云

桓武天皇御宇延曆年

中於山城國被立平安

京之時 本者山背國也

山背國 而後十二年改

於山城 建立東西兩寺

左大寺 寺西 寺右大寺

羅城門之左元在山城

國分寺以其跡建立大

伽藍而号左大寺云云

稱之老翁翁。弘法大師

伊奈利明神東寺(勸

請時老翁姿現稱之

テ來リ給フ此ヨリ伊奈利

稻荷ト書ト云心也

公事根源中

延慶寺門前ニテ橋ヲヒツル老翁

ハシテ歩クニ東寺ノ法守小勸修

スレテハシテ法守ハシテ

トハ橋ノ名トシテ

山科系 上巳日

山城國守治郡勸修寺

延慶寺 日本武尊見稚武王宮道君祖也

延慶寺 日本武尊見稚武王宮道君祖也

平野系 上巳日 江次第六

延慶寺 日本武尊見稚武王宮道君祖也

延慶寺 日本武尊見稚武王宮道君祖也

江次第二 延慶寺

參上上卿見畢名近衛

府將監給之云云大藏

省積祿

○又云使殿上五位依

延奉仕之

○又云春 左右近舞人

左右各 各五人御馬

五疋 左右隔羊動之左舞

冬左右隔羊動之左舞

十人陪從各十人御馬

第一御殿源氏

十二社次第云平野第

一今木神 日本武尊源

家氏神 第二久度神 仲

天 天皇 平家氏神 第三

古關神 仁德天皇 高階

氏神 第四比賣神 天照

大神 大江氏神 第五縣

神 天穗日命 四姓氏神

菅原氏 清原氏 秋篠氏

延慶寺 日本武尊見稚武王宮道君祖也

延慶寺 日本武尊見稚武王宮道君祖也

延慶寺 日本武尊見稚武王宮道君祖也

延慶寺 日本武尊見稚武王宮道君祖也

延慶寺 日本武尊見稚武王宮道君祖也

延慶寺 日本武尊見稚武王宮道君祖也

延慶寺 日本武尊見稚武王宮道君祖也

延慶寺 日本武尊見稚武王宮道君祖也

延慶寺 日本武尊見稚武王宮道君祖也

延慶寺 日本武尊見稚武王宮道君祖也

公事根源中

十九

大山咋神御事也。○舊事本紀第四大年神娶天知迦流美豆姬爲妻

生大山咋神此神者坐近淡海比叡山亦坐葛野郡松尾用鳴鏑神者也

社本。○今トモト云小社。此歟不詳

當麻。○開化天皇皇子彦坐王當麻君等祖見

事。○用明天皇皇子麻呂子皇子當麻公之先

見日本紀

當宗社今國府摠持。○世俗淺深秘抄下卷

云寬平法皇御外祖母氏神在河內國所謂當宗社也仍自仁和五年

被察之或說曰實御母儀中野親王女班子女王云云

當宗氏新撰姓氏錄當宗出後漢獻帝四世孫山陽公之後也

○神名帳山世國島野郡梅官坐神四社

酒解神大山祇神大若子瓊々尊小若子彦火出見尊酒解子木花開耶姬

ソヨリサキハ行ハ時モアリ。○陽成天皇

六十六 松尾宗 同日 今案亂世以來上西日也神事延引之故歟

此宗色貞觀中神小... 同日

小奈の都理と... 同日

山乃社と因神... 同日

河内國... 同日

和久年... 同日

當宗宗 同日

是河内國... 同日

此中當宗... 同日

又當宗氏... 同日

梅文宗 同日

梅文宗 同日

公事根原中

元慶三年四月二日停
梅宮祭同八年四月七
日光孝天皇仁和元年
四月七日又始祭三代
實錄見一

仁明天皇乃御母キツネ踏フミ后乃祀神
承和年中小初御門より祭と奉進
橋氏乃祀多魚一是定キツネといひくお家
人乃管領より社うてゆりや作此是定れ一
法人乃祭よりつりり一事橋氏のより
て後正月五日れ叙佐小氏乃祭乃事と後よき
人乃華山院ふりりて寛和の比中園白道隆大納言
と今予行一時宮方とわりのゆりく氏の爵
乃事法乃ゆりり也中園白道隆乃宮白御
堂道隆白道隆人の母の孫津中藤原中園白
道長

是定乃氏爵事ヲ定行ト云心也其氏也其子細西宮記云學館院近代
此見は是定乃苗氏定下書乃り是定上書乃り同事也後漢書李雲傳章懷太子
註是與氏古字通耳是定乃申請并勅許事玉葉記云
請以右大臣藤原藤原行氏爵事狀
右氏人之中無公卿之時依氏族申請被下宣旨令定行氏爵事者例也爰檢
舊風為中納言橋澄清卿女嚴子之外流依非無船移請申關白之處已以件
事辭退者以右大臣可令定行氏爵事狀所請如件仍勅事狀請處分
安元三年四月十三日
散位從五位下橋朝臣
散位從五位下橋朝臣
散位從五位下橋朝臣政光
散位從五位下橋朝臣親長
散位從五位下橋朝臣以實
散位從五位下橋朝臣清成
散位從五位下橋朝臣清定

八事原中

三十一

前筑前守正五位下橋朝臣以政

正二位大納言源朝臣定房宣奉 勅宜令伴大臣定行彼氏爵事者

同平同月廿三日 大外記兼越中權守清原真人願崇奉

此事參議橋恒平朝臣卒去以後云云

正二位 廣瀨於田祭 四日

廣瀨○廣瀨社大和國廣瀨郡下今河合明神是也

○神名帳曰大和國廣瀨郡廣瀨坐宇加賣命神社

龍田○神名帳曰大和國平群郡龍田坐天御杜國御社神社二座

龍田比古龍田比女神社二座

○大忌風神祭○神祇令大忌祭風神祭

神代卷神代卷上伊弉尊與伊弉册尊共

八洲國然後伊弉

尊曰我所生之國唯朝霧而熏滿之哉乃吸

檢之氣化為神號曰級長戶邊命亦曰級長津

彥命是風神也

○莊子齊物論云大塊噫氣其名爲風林希逸

口義大塊天地也天地之間因何有風亦猶人之噫氣也

擬階奏擬議也誰階升也議奏也

是為社曰大和國より來れ日ハ廢勢也小

二度約りて使ハ奉り日ハ所大忌風神也

祭といふ是カク風カク雖カク之カクキ

奉穀乃豊ラカク事カク新カクカクカクカクカク

カクカク四月小風神カクカクカクカクカクカク

カクカクカクカクカクカクカクカクカクカク

カクカクカクカクカクカクカクカクカクカク

カクカクカクカクカクカクカクカクカクカク

カクカクカクカクカクカクカクカクカクカク

カクカクカクカクカクカクカクカクカクカク

カクカクカクカクカクカクカクカクカクカク

カクカクカクカクカクカクカクカクカクカク

カクカクカクカクカクカクカクカクカクカク

カクカクカクカクカクカクカクカクカクカク

カクカクカクカクカクカクカクカクカクカク

カクカクカクカクカクカクカクカクカクカク

カクカクカクカクカクカクカクカクカクカク

カクカクカクカクカクカクカクカクカクカク

カクカクカクカクカクカクカクカクカクカク

カクカクカクカクカクカクカクカクカクカク

カクカクカクカクカクカクカクカクカクカク

カクカクカクカクカクカクカクカクカクカク

○若當神事停止云

五色水高僧傳云四月八日浴佛以都梁香爲青色水鬱金香爲赤色水丘隆香爲白色水附子香爲黃色水安息香爲黑色水以催佛頂

女房布施物。色紙扇筆等歟任意也或用銀枝有過差制之時多付五粒松枝

少引? ○大臣五... 大中納言四帖參議三帖也各以紙四枚裏左各二枚重之以白木右爲表裏之當申付之上下以細帖紙閉結閉之木左願低注其人小野宮之流者納言以上只注官名參議以下書名二字也自餘人者大臣不注名納言以下皆注名

神事小初... 灌佛... 八日... 母屋乃神... 一てそれ... じられ... 遊と為... 又札と... 公卿以下次第持參... 乃臺盤... 乃女坊... 乃りて佛... 一小令...

灌佛

八日

八事根原中

三十三

欽明天皇御宇一

○袖中抄云志貴皇
御宇天皇之御世天下
舉國風吹雨降余時勅
卜部伊吉若日子令卜
乃賀茂神崇也撰四月
吉且馬繫鈴人蒙猪影
而馳馬以為祭祀因之
五穀成就天下豐平祭
日乘馬始祭此

和銅詔

○續日本紀元明天皇
和銅四年四月乙未詔
省畿關諸日自今以後
國官每年親臨檢祭焉

和銅四年四月乙未詔
省畿關諸日自今以後
國官每年親臨檢祭焉

三十代
欽明天皇の御宇四月小吉日と云くひく向

此の海より一取見あり又和銅より詔あり

て山城の國司是と檢察とくみくつり

此乃國家の聖書此奉祭なりと云く

酒乃の意中つり奉祭なりと云く

此れ走馬と云く家ありと云く

三七 國の聖書 同日

初度乃の月次と云くひて此事を天孫

二年九月亦あり檢改若くは詔書と云く

是是檢改人令云聖書詔乃の下のめり

包さる此事の志貴皇祭乃の事なり

事なり白人冬家車りて地下殿と云

前強あり白妙乃御幣一神受唐徒云

此物とくけと云く一聖書持書並源

常といふ相とりと云く一聖書取書

此物社ありて御幣あり養種と云く

此物此は是錢冠なりと云く東越求子と云

此物と云く

此物と云く

此物と云く

三七 賀茂祭 中酒日 ○四月西ニツル中酒

此物と云く

公事根原下

聖國の西宮記賀茂祭
聖國衛府公卿卷櫻御
議身里亭卷之著経帯
劔弓箭雷服以假陣及
殿著外記廳者可脱言近
衛舍人著福半管等候陣

葵桂曼

○續草菴集宗雅

ノクミル神ト君トノモロカ
モロコニカケテミエケリ
壬午出ニ春ニ葉其二三
夏モシケラスアノモ草哉

二ノ神祭也

○一字下社字アテ歟

御祖○神名帳曰山城
國愛宕郡賀茂御祖神
社二座

或神書曰健津之身命

伊賀古屋姫命

玉依姫○河合社也

河合ヲカヒトヨム又タヌト

モヨム鳥居西向立タラ

タヌノ木林上云モ此社林也

御祖河合奥ニ大社也

此下賀茂也今俗此タ

カト云訛也下賀茂鴨字ヲ

後世ノ一也

モミノ川○無名抄云石

川瀬見小山賀茂河實

名也

○山城國風土記云賀

茂建角身命云葛野河

與賀茂河所會至坐廻

見賀茂川而言雖狹小

然石川清川在仍名曰

石川瀬見小川

○祭ヲ神生上テ別雷命

生ニス日也ト云實ハ申日

カ神生ニテ西月ハ神生ヲ

祝フ儀トシ

俊成歌

ヨリカ今日ノ自吉祭ニモモ

ノミニラカクガリ五社百首

別雷命是也○神名帳

曰山城國愛宕郡賀茂

別雷神社亦名若雷

して堅固のふりて我作と為同れ使はし

塙乃中少おつとむ昔夢ははげゆり

子人くわあひ桂乃鬢とくゆや賀

今日
成松尾志社日まき日よりあつて

前へくくすう家鉄明天皇孔御宇

つと法紫いもゆら下鴨志津絶

賀茂別雷は神祭なりて法御祖は

玉依姫とすも賀茂建角身命をいひしめ

也
此ヨリ以下別雷命神生ト山城國風土記賀茂縁起出タリ
也あつ時せむ小川れ河らふあそひを

あま川より丹塗乃夫一とらちるれり

玉依姫と法夫ととりて我家乃屋縁よき

いふ母とそれらと経なりつらみ

男子とすし結まむも父とたまはるもあつと

つとあわあつらつと酒をりてい

ゆか思ふ夢とりてせんぢらが父と

ととへちんらごとのまはなを付處

空りちげく家れ屋縁縁婦とるり

て我の夫婦の御子なりとてととと

い海も丹塗乃夫の松尾乃夫の神と後河

大祀中祀小祀 ○神祇
令云一月齋爲大祀三
日齋爲中祀一日齋爲
小祀

冷泉院 三石神也 ○古
事談第五中山社巖神
者冷泉院中島冷祝大
神給云其後事外放光
後冷泉院御時歎託宣
云門前車馬多時出入
不輒給此所一向欲住
云云今去移他所給云云

○江次第裏書至吉田
祭元延元年始之元者
山陰中納言一家所祭
也

公事抄源中

後冷泉院御時歎託宣云門前車馬多時出入不輒給此所一向欲住云云今去移他所給云云
後冷泉院御時歎託宣云門前車馬多時出入不輒給此所一向欲住云云今去移他所給云云
後冷泉院御時歎託宣云門前車馬多時出入不輒給此所一向欲住云云今去移他所給云云

七十九

中山祭

同日

永承五年六月十六日神祇所建立同日
六年十一月八日行三位乃神位也
是年十一月八日行三位乃神位也

後冷泉院天喜元年四月
官幣あり

吉田祭

申子日

江次第六

後冷泉院御時歎託宣云門前車馬多時出入不輒給此所一向欲住云云今去移他所給云云
後冷泉院御時歎託宣云門前車馬多時出入不輒給此所一向欲住云云今去移他所給云云
後冷泉院御時歎託宣云門前車馬多時出入不輒給此所一向欲住云云今去移他所給云云

公事抄源中

三七七

法成寺と吉田社と須わらう強ひし事
興福寺と春日社とに甲のしつ坊屋を
あらしとせうけらるり

十一 駒臺

廿八日

この終の御月小侍ら事なりの八月末も名も
うしきんと心いふれ利天皇武徳殿
まよとまのし下麻子小侍くら左衛門御監
沖馬法養ととら馬次左小侍とら沖馬
と引渡と白る忍節會れしし 左衛門
長尾村手南よりとらり四村騎射はと

御監 御座馬御監之意

奏と左衛門大おられと奏少とを左衛門少将下
高長とと六人の法事ととを奏す右左衛門
細藤新物とととらり左衛門察察とと
駒形法養ととと駒形寺の奉月乃騎射乃馬射
手人々とととと今日 沖馬とととととと
かんの自願の法事とととととととととと
法成寺廿七日より延長寺の六月三日
駒形ありとととととと

八十二 新日表宗 四日

二條院年号

永曆元年十月十六日 白川院日表宗

庚申

諸神記 外記番記

東南也

新日吉 今智積院北隣
了豐國妙法院 古法住
寺殿也

云永曆元年十月十六日庚申後白川上皇被渡日吉御體於東山新宮

○率川一坐大神御子神社一阿波神社一俱率川社也

○古事記中卷云垂仁天皇之子大津日子命者三枝之別等祖也

○姓氏錄十七三枝部連天津彦根命十四世孫達已臣命之後也

○顯照法師云三枝部連草獻之因賜姓三枝部連

○古事記中卷云伊須氣余理比賣命之家在狹井河之上天皇幸行其伊須氣余理比賣之許一宿御寢坐也其河謂佐井由者於其河邊山由理草多在故取其山由理草之名号佐草河也山由理草之本名云佐草也○此天皇神倭伊波礼毗古命也

仰神を东山乃新文よりうりて
て新日者といふ毎保二子四月廿日
て祭あり

三枝祭

大和國添上郡率川阿波神社云云是カ
集解 大神族類之神也 率川下引之
○神祇令三枝祭 義解謂率川社祭也

○三枝祭
○神祇令三枝祭
○義解謂率川社祭也
○三枝祭
○神祇令三枝祭
○義解謂率川社祭也
○三枝祭
○神祇令三枝祭
○義解謂率川社祭也
○三枝祭
○神祇令三枝祭
○義解謂率川社祭也

三枝部

祭の右大臣是公乃建立てり
今案率川三枝別社也率川社南有三枝御子社諸神記云伴社右大臣是公
建立也因茲南家苗裔行此祭

是公は元居の澄海をれ
南家始祖武智麻呂孫
今案率川三枝別社也伴社右大臣是公乃建立てり
建立也因茲南家苗裔行此祭

三枝と書くこと
三枝と書くこと
三枝と書くこと
三枝と書くこと
三枝と書くこと
三枝と書くこと
三枝と書くこと
三枝と書くこと
三枝と書くこと
三枝と書くこと

五月

献葛蒲 三日

六府わたりと興と南殿の階に東西より
 来た河乃敷とわたりとわたりと
 四日あはれみ乃存り是と
 察事小志うぬく天年十九年五月
 つとありて百宿依人志葛蒲乃懸と
 くるりわけと母者い文叶小入
 女に之と存り弘仁式も葛蒲も
 うと三つと早と南殿の前小とあり

アヤムシの延喜式左
 近衛府式凡五月五日
 樂玉料葛蒲艾一穂盛雜
 花十棒盛發三日平且
 中内侍司列設南殿前
 諸府
 准此
 水葛蒲 唐于端午
 葛蒲酒漬之飲石葛
 蒲

八十五 五日節吟

天皇武徳殿にお沖りりて宴會と
 形は群臣小酒と給なり内辨なと
 元日七月十六日豊明
 四節よ同くこれあわれと
 月落うづつ思と典藥寮あはれ
 御案とそそ何ぞ群臣小藥玉と
 いろのいれと心とわたりと
 思とそそ何ぞ群臣小藥玉と
 騎射乃事あり大將射はれ奏と
 左衣を清馬小衣と遊と

○榮卷河海柳クス之續
 命纏靈絲絲線索十
 トカケリ何と樂玉體也
 五月五日絲所樂玉ヲ
 供え去手ノ菊花菜更ヲ
 擬シテ御帳東柱結付也
 雲州消息云今朝自或
 所給樂玉一流作以百
 草之花貫以五色之線
 模草虫形柄甘衣衣方艶
 之美有興有感古人云

懸續命縷則益人命云

者此物之謂歟

五色之絲一荆楚歲時

記云以五絲絲繫臂者

曰辟兵令人不病瘟

○事物紀原九端午端

初也

○珊瑚鈎詩話二端五

之号同於重九後世以

五字爲午則誤矣

高辛氏惡子一

○本

據夕方云

屈原力汨羅一

○此

說ヨレ

○事物紀原云糴一名

角黍風土記曰以菰葉

裹粘米以栗棗灰汁煮

之令熟節日啖取陰陽

尚包裹之象一日因屈

原也齊諧記曰原以五

月五日投汨羅楚人哀

之

今至此日以糴貯米

祭今市俗置米於新竹

筒中蒸食之謂之糴筒

其遺事亦見高齋叢書又記曰

今世八五月五日作糴汨羅之

公事本源中

しまゆきともいへり雅に天皇の御宇に

しとゆき今いへりていふ代ふ成りし

其端午ノ節

くよらまにと食事とを若ら幸氏の悪子

五月の宵小舟小舟あく海とつらり一時暮

風俄小吹く浪小あつる水神と成く

常り人となわまたあつる人あつれいと成

てらゆきとして海神あつるげへりは

大色乃換結しとあつるそれらあつる水神

人成りあつる水神あつる水神あつる水神

とていへりつるあつるあつるあつるあつる

あつるあつるあつるあつるあつるあつる

あつるあつるあつるあつるあつるあつる

あつるあつるあつるあつるあつるあつる

あつるあつるあつるあつるあつるあつる

あつるあつるあつるあつるあつるあつる

あつるあつるあつるあつるあつるあつる

あつるあつるあつるあつるあつるあつる

あつるあつるあつるあつるあつるあつる

あつるあつるあつるあつるあつるあつる

崇野合文家 九日

○諸神記云正曆五年六月廿七日被安置疫神於船岡山長保三年五月九日被遷坐疫神於紫野京師衆庶行御靈會被遷此所依靈夢之告也

○又云神殿三宇瑞垣等木工寮修理職所造詣也又御輿内匠寮造

世中廿六カク ○發心集

第四云京人人多クマテ世中廿六カクカケル

○徒然草主上御惱大カク世中廿六カク時ハ五糸天神華ヲカケル

二種ハ疫癘カシキ神ナリ心属ス長保三年
天下カクワケルハ一ノ時ニ法評社
カクハ長原長純ニ言テ詔スル
カクハ長原長純ニ言テ詔スル
カクハ長原長純ニ言テ詔スル

藤原長純

拾上未藤原長能伊勢守倫寧男伊賀守從五位上

カクハ長原長純ニ言テ詔スル
カクハ長原長純ニ言テ詔スル
カクハ長原長純ニ言テ詔スル
カクハ長原長純ニ言テ詔スル
カクハ長原長純ニ言テ詔スル

カクハ長原長純ニ言テ詔スル

第九節 無日

廿六日

カクハ長原長純ニ言テ詔スル
カクハ長原長純ニ言テ詔スル
カクハ長原長純ニ言テ詔スル
カクハ長原長純ニ言テ詔スル
カクハ長原長純ニ言テ詔スル

第十節 寂勝傳

カクハ長原長純ニ言テ詔スル
カクハ長原長純ニ言テ詔スル
カクハ長原長純ニ言テ詔スル
カクハ長原長純ニ言テ詔スル
カクハ長原長純ニ言テ詔スル

園城寺 三井寺也

東大寺 眞福

正曆 園城

僧法津小律古入等之河

○寂勝講 寬弘六年以來被行也此前行或行或止不定也
○後朱雀院御時四天王化現故御帳四角備四天座云云
○雲圖抄云四天座巽良角定各可立然而行道之間依礙道於乾坤二角者與柱平頭爾立之故實也

○江次第云米三百斛
在京百八十石
右京百二十石
讚岐百五十石
土佐百石
美作五十石
已上天祿元年八月宣旨四月內可進但庸米可充之
鹽廿六斛左十八石右八石
下宣旨於宮內自天膳下之
著欽○延喜式二十九
囚獄司式凡罪人者隨罪輕重著欽若盤枷故公私倉舍盜私鑄錢強姦之類居作者即著欽雜犯徒罪之其馱或四類著盤枷人或三人為連至暮著粗明且脫而役之

新と云々びくくしゆ隆義海師馳名
るりありを情と終と清涼殿にて獲せ
るありや且儀式なりとわしるふあり
る禮事一系院御宇實に志のりあり
まら成長保運のりありとまふあり
なり後朱雀院の御時や生方法思ふ
乃場と現留るを給るるなりと思ふ
府と云々是のりあり日れ同乃儀式日あり
十は於志日約香れ給る者なり
釋氏要覽上行香 普達經云佛昔大姓家子為父供養三寶父命子傳香故知行香非始今世

九十一 賑給寅申及欠日不レ云々小野宮説レ云々讀之

終りありき民小末垣なりと代終あり也
京中北條里小路と分て持非遠使子く
是とひく米垣の部ありと事乃行也
大陣小法きく是をさる每欽の天日也
御宇ありと事乃月り子会
廩とひききそ自窮乃持小終あり小
事終記乃月令りも行り也
九十二 著欽改欽大計切音第以鎖加足在頸日鎖在足日欽
是の持非遠使下東京下者法とあり

文選七命註竹葉酒也本草綱目二十五竹葉酒治諸風熱病清心暢氣益淡竹葉煎汁如常釀酒飲

百濟人ワタリテツクハシタリ
○古事記中卷品也和氣命坐輕島之明宮治天下云知釀酒人名仁番亦名須々許理等參渡來也故是須々許理釀大御酒以獻云云

ヤシヲヲリ酒○八醞酒ト書八度醞ラカケル酒也酒氣ヲ烈セシ爲也此酒ヲ八岐大蛇ニテ酔シテ斬殺シ稻田姫難ヲ免シメ玉ヘリ神代卷詳也

○五月 小廿七日延曆寺六月會始七ケ日 見古曆
○元亨釋書第一釋取澄世姓三津氏近州滋賀郡人也云弘仁十有三年春二月賜宸書傳燈大法師位記夏六月四日於中道院右脇而寂年五十有六云貞觀八年秋七月敕謚傳放大師

○古語拾遺云至于難波長柄豐前朝白鳳四

供醴酒

同日

一和之けしなきふはくまはあまの供よさかり一和とくごつろ竹葉乃酒をれ一和酒とりなり又いござけり或又小ゆり青の口中ふ米と醬と宿とるく酒も絶たるやこ流酒の造酒をきよりの七月廿日まて日毎り守心乃の夜神天皇を御祈りたりまかおろそ酒とほつる事まいぬる酒乃人よりりてほつる事りるはさしり酒のりおれり

と人傳まは神代酒の素多なる稻田姫れあふ大蛇とく殺され一時ハ一おの酒を作つる事神代よりる酒をたつ酒やりの事神代よりる酒をたつ

延曆寺六朝會

是の傳者大原の忌日也勅使登山を依り延曆寺の延曆年中よりりたれ作らる多号ふ付くは名残えり

御終御卜

神祇宿友人一日より守者ふこころりて是

公事根原中

法中

御之江次第第二藏
人供御粥堅粥也
次又供和布汁物以上
器

大床子後醍醐年中
行事云大床子ヲ北ニヨ
テ南向ニ御手水ヲ置
テ御手水義ヲ供ス床
子ニ三案木ヲララスヘニ
ク其南ニカキ上ニホトキ
御手水ヲ柄杓ヲタリ御
手水コトエ器下ノチウニ

御手水ヲ其南ニ脚
ヲ置テ御手水ヲ配
膳人三柄杓ヲテ後御
手水ニ

○今祇園觀慶寺感神
院之地
○新千載 顯詮
テヤル神園フユタキ
カケテク代ノ末守ルシ
○諸神根元抄圓融院

なり伊勢天照太神と執事長とされく天子
御之つゝ神饌と供物之給給ふ之靈
嘉二年六月より中

百 供解御沖粥 十月

神今食此時き乃わたまさか沖之
系盡沖座乃大床子台臺盤一膳とた
供其水之ゆりけふも 和布乃御汁
相之へる三食食て沖若と之河をさい
御之ぬい沖之ぬい同れへみ流たり
あけく大床子を少り整く南に

水より

江次第蘭履裏

御手水乃具と様きて御手水
忽我あり決小案よとさくし御う
一減たりお後してめ
ひきて三あり何ゆきかすま
乃之流十二百小流おあり沖
事り也解舟カ沖之流すと供して
冬神并いあるるるる本式を流し

百一 祇園沖靈會 酉日 十四日御靈會也七日神興
御靈會行也

吉部秘訓抄第四御靈會馬長以下裝束事建久元六十四記云今日祇園御靈會也頭
亮示頼朝臣馬長騎二騎不似此儀之由有難
公事根源中

蘇民命シタカ其夜々
 シテ暴風トナリヌ明朝其
 所ノ人民悉ク病惱シテ
 或死或病キ尊又蘇民
 告テク冬ニク後世疫氣流
 行セトキ汝カ子孫家門
 題シテ蘇民將來子孫病
 書シ只是輪ヲ門楣ニ
 懸ヘシ然ラバ疫氣ノ禍ヲ
 ニモカレト世俗今門額
 蘇民將來子孫處ト書
 ハ此故事也

○諸神根元抄云天延
 三六十五始被奉走馬
 勅樂東遊御幣等使左
 少將藤理兼左右御馬
 有五尺左右近官人供
 奉東遊歌云神風ノ八坂
 ノ里ト今ヨリソ君カ千歳
 計始ル此後中絶崇徳
 天治以後毎年相續

ありとれしよしとくの後疫癘天下小
 なるん時ハ蘇民將來子孫をしのいひ
 く来れ猶とけいけい性皆難治のつぎ世と
 のつぎひきらうや又祇園乃縁記小のきて
 のもく天竺より小國ありの相といはく
 其國乃中少室ありの祥といひ其國北
 中より城あり城小五何つて半臥天皇と
 つつ又武塔を祇ともしよ沙湯羅龍を
 女と病しして八皇子とくわりの八島四子と
 五十四神の眷属ありとありの神靈會の時

四条京極とて粟乃沖飯と奉ら蘇民將
 来乃禮記とて奉ら

百二 祇園陰時祭 十五日

沖糞とて儀儀大く平野小むり
 ひ殿と五位東遊とて宮とぬる天治
 元年 六月より
 勅樂をとりありと延三年乃と好れ
 奇小い

神代卷云八坂瓊之五百箇御統纂疏八坂出玉之地
 神代卷云八坂瓊之五百箇御統纂疏八坂出玉之地
 君の子年いり我人

公事根源中

二

高 大被

同日

天武天皇御時ヨリ
 ○日本紀天武天皇五年八月辛亥詔曰四方為大解除用物則國別國造輪被柱馬一匹布一常以外郡司各ハ一口鹿皮一張鑷ハ口刀子一口鎌一口矢一具稻一束且每戸麻一條此事始主見ハス神武天皇御時天罪國罪ノ際乃神功皇后御時國之大被了六月十二月大被了ハ神祇令延喜式載多

三ノ月此歌作者不知古今六帖第一載之

〔大〕園大曆延文二年卷云ナシト云ハナゴト云心歟鬼ヲハスヤル也

思之

此歌ハ和泉式部歌也後拾遺和歌集第二十神祇水無月ハハト云

和泉式部

あふささきまつさき
 てあさのあふささき
 まつりてとらへはら

大にささきまつさき
 あふささきまつりて
 まつりてとらへはら
 武天皇御時ヨリ
 大被了六月十二月
 大被了ハ神祇令延喜式載多

大神官年中行事ニヨリ

此歌ハ和泉式部歌也後拾遺和歌集第二十神祇水無月ハハト云

あふささきまつさき
 てあさのあふささき
 まつりてとらへはら

切麻事也江次第云神祇官頒切麻

